

足立区

奨学金返済支援助成

（社会人向け）

募集案内

令和 **7** 年度募集

足立区教育委員会
学校運営部学務課助成係

目次

1	制度概要	1
2	申請期間	1
3	定員	1
4	助成額	2
5	申請資格	2
6	申請書類	5
7	申請方法	7
8	選考方法	8
9	決定通知	8
10	よくある質問	8
11	申請・問い合わせ先	10

足立区奨学金返済支援助成（社会人） 令和7年度募集案内

1 制度概要

- （１）奨学金を借り受けて高校、大学等を卒業（中途退学含む）し、奨学金を返済している方を対象に、申請の前年中に返済した金額の半額（上限１０万円／年）を助成する制度です。
- （２）最長１０年、最大１００万円まで申請できます（毎年度申請が必要）。
- （３）申請できるのは、最初に本助成金の交付を受けた年度を含め、最長１０年間はです。

【助成例】

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
奨学金の返済額	8万	10万	12万	0万	14万	0万	16万	18万	20万	22万	
助成額	半額	4万	5万	6万	0円	7万	0円	8万	9万	10万	10万
		申請 1回目	申請 2回目	申請 3回目	未申請	申請 4回目	未申請	申請 5回目	申請 6回目	申請 7回目	申請 8回目

① 一人あたり最大１０回（上限１０万円×１０回＝１００万）を助成

② 申請可能な期間は、最長１０年間（※）

※ １０年間に８回しか申請できなかった場合も、１０年を超えての申請はできません。

2 申請期間

令和7年9月1日（月）～10月15日（水）【厳守】

※ 期限を過ぎると受付できません。対象となる奨学金（P.3参照）の貸与機関に返済額を証明する書類（返済証明書）の発行を依頼する必要があります。余裕をもって手続きを進めてください。

3 定員

200名

※ 定員を超える申請があった場合、収入の低い方から順に決定

4 助成額

対象となる奨学金（P.3 参照）について、令和6年1月1日から12月31日までの間に返済した金額の半額（上限10万円）。

なお、対象となる奨学金のうち、2つ以上の奨学金を返済した場合は、合算した返済金額の半額（上限10万円）を助成します。

【助成例】

- ① 足立区育英資金を12万円返済した場合
 $12\text{万円} \times 1/2 = 6\text{万円} \rightarrow \underline{6\text{万円}}$ を助成
- ② 足立区育英資金を12万円、日本学生支援機構貸与奨学金（第一種）を24万円返済した場合
 $(12\text{万円} + 24\text{万円}) \times 1/2 = 18\text{万円} \rightarrow$ 上限の 10万円を助成

- ※ 遅延利息、延滞金、振込手数料は除く
- ※ 1000円未満切り捨て
- ※ 助成対象期間内に返済した場合でも、返済日や金額が証明できない場合は助成対象となりません。対象となる奨学金の貸与機関が発行した返済証明書（P.6、7 参照）を必ず提出してください。

5 申請資格

以下5点を全て満たす場合に申請できます。

詳しくは次ページ以降をご確認ください。

- (1) 対象の奨学金について
 - ア 自らの名義（連帯借受人を含む）で借りていた
 - イ 令和6年1月1日から12月31日までの間に返済した
- (2) 申請日の6か月以上前から足立区に居住している ※一部例外あり
- (3) 年収が基準以下である（目安：単身世帯330万円）
- (4) 足立区奨学金返済支援助成（高校分・大学分）の候補者として決定を受けていない
- (5) 奨学金を対象とした類似の補助制度の補助を受けていない

(1) 対象の奨学金について

ア 自らの名義（連帯借受人を含む）で借りていた

以下のいずれかの奨学金を自らの名義（連帯借受人を含む）で借りていた方が対象です。

- ① 足立区育英資金（一部償還免除型を除く）
- ② 東京都育英資金
- ③ 日本学生支援機構貸与奨学金（第一種・第二種）
- ④ 東京都母子及び父子福祉資金（修学資金・就学支度資金）
- ⑤ 社会福祉協議会生活福祉資金貸付制度・教育支援資金（教育支援費・就学支度費）
- ⑥ 交通遺児育英会奨学金
- ⑦ あしなが育英会奨学金

イ 令和6年1月1日から12月31日までの間に返済した

上記ア①から⑦までのいずれかの奨学金について、令和6年1月1日から12月31日までの間に、返済していた方が対象です。

※ これ以外の期間に返済したものは、今年度申請の対象外です。

(2) 申請日の6か月以上前から足立区に居住している

申請日において、引き続き6か月以上足立区に居住していることが要件です。

ただし、対象となる奨学金が足立区育英資金（一部償還免除型を除く）の場合は、足立区に居住していない方も申請できます。

(3) 年収が基準以下である（目安：単身世帯330万円）

令和7年度（令和6年分）課税証明書の区民税「税額控除前所得割」の額が、78,300円以下の方が対象です。

ただし、政令指定都市の課税証明書の場合は、市民税「税額控除前所得割」に3／4を乗じた額が78,300円以下の方が対象です（政令指定都市の市民税所得割が標準税率8％の場合）。

【見本】住民税課税（所得）証明書

特別区民税・都民税課税（所得）証明書

住所・氏名

所得の内訳	控除の内訳	扶養該当	税額の内訳

課税標準額 ●●円

公印

	税額の内訳	税額控除額
区民税	税額控除前所得割	¥41,400
	調整控除	¥1,500
都民税	所得割額	¥39,900
	均等割額	¥3,500
	税額控除前所得割	¥27,600
	調整控除	¥1,000
	所得割額	¥26,600
	均等割額	¥1,500
	合計税額	¥71,500

※ 住民税の申告をしていない場合は、非課税であっても審査ができません。所得がない方（被扶養者として申告済の方を除く）も住民税の申告をしてください。

（４）足立区奨学金返済支援助成（高校分・大学分）の候補者として決定を受けていない

助成を受けられるのは、足立区奨学金返済支援助成（高校分・大学分）か、足立区奨学金返済支援助成（社会人）のどちらか一方です。

本事業に申請いただく場合は、足立区奨学金返済支援助成（高校分・大学分）はご辞退いただきます。

（５）奨学金を対象とした類似の補助制度の補助を受けていない

令和６年１月１日から１２月３１日までの間に返済した奨学金について自治体・企業・その他団体等から、類似の補助や助成を受けている場合は申請できません。

なお、足立区保育士奨学金返済支援事業、足立区幼稚園教諭等奨学金返済支援事業に該当する方は、そちらにお申し込みください。

6 申請書類

以下4点をご提出ください。

詳しくは下記をご確認ください。

- (1) 足立区奨学金返済支援助成事業（社会人）助成金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- (2) 住民票（足立区在住の方は不要）
- (3) 令和7年度（令和6年分）住民税課税証明書
- (4) 貸与機関発行の返済証明書

- (1) 足立区奨学金返済支援助成事業（社会人）助成金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）

黒又は青のボールペン等ではっきりと記入してください。

※ 鉛筆・消えるボールペン不可

【申請書類はこちらからダウンロードできます】

<https://www.city.adachi.tokyo.jp/gakumu/k-kyoiku/shochu/h30shogakukinhensai.html>



(2) 住民票

足立区外にお住まいの方（対象となる奨学金が足立区育英資金の方に限る）は、住民登録地で住民票を取得し、ご提出ください（発行から1か月以内のもの）。

※ 足立区に住民登録がある場合は、学務課で居住状況を確認しますので、住民票の提出は不要です。

(3) 令和7年度（令和6年分）住民税課税証明書

令和7年1月1日時点の住民登録地で取得し、ご提出ください。

※ 令和6年中に生活保護を受給していた方は、「生活保護受給証明書」でも可

(4) 貸与機関発行の返済証明書

奨学金の種別により、下記の証明書をご提出ください。なお、依頼方法等については変更になる場合があるため、事前に貸与機関にご確認ください。

※ 発行までに時間がかかる場合がありますので、余裕をもって依頼をしてください。

奨学金	返済証明書の依頼方法等
足立区育英資金（一部償還免除型を除く）	返済証明書の提出不要 ※ 交付申請書兼実績報告書は、通帳等で返済金額を確認のうえ記入してください。
東京都育英資金	以下の①から③を貸与機関に発行してもらい提出 ① 東京都育英資金返還状況のお知らせ ② 返還計画明細 ③ 返還状況明細 ※ 「返還日のわかるもの」と伝えないと「③ 返還状況明細」が発行されないため、必ず「返還日のわかるものが必要」と伝えてください。 依頼先：東京都私学財団 振興部 育英資金課 依頼方法：電話（03-5206-7929）
日本学生支援機構貸与奨学金（第一種、第二種）	以下の①及び②を貸与機関に発行してもらい提出 ① 奨学金返還証明書 ② 奨学金返還額証明書 ※ 「奨学金返還証明書」の依頼時に「奨学金返還額証明書」の発行もあわせて依頼してください。 ※ 「奨学金返還額証明書」の対象期間は令和6年1月1日～令和6年12月31日を指定してください。 依頼先：日本学生支援機構 奨学事業総務課 総務係 依頼方法：スカラネット・パーソナル又は郵送
東京都母子及び父子福祉資金（修学資金・就学支度資金）	足立区の参考様式「 奨学金返済証明書 」に証明をもらい提出 依頼先：足立区福祉部 福祉管理課 債権係（区役所北館1階） 依頼方法：電話（03-3880-5731）にて連絡後、様式及び証明書発行申請書を持参又は郵送

社会福祉協議会生活福祉資金貸付制度・教育支援資金（教育支援費・就学支度費）	足立区の参考様式「 奨学金返済証明書 」に証明をもらい提出 依頼先：足立区社会福祉協議会 生活支援課 償還担当（区役所南館11階） 依頼方法：電話（03-3880-5740）にて連絡後、様式を持参又は郵送
交通遺児育英会奨学金	足立区の参考様式「 奨学金返済証明書 」に証明をもらい提出 ※ 足立区の参考様式に代えて「 奨学金等貸与残高証明書 」及び「 返還履歴 」の提出でも可 依頼先：交通遺児育英会 返還課 依頼方法：電話（03-3556-0774）又はホームページのお問い合わせフォームにて連絡後、様式を郵送
あしなが育英会奨学金	足立区の参考様式「 奨学金返済証明書 」に証明をもらい提出 依頼先：あしなが育英会 奨学金事業部 返還支援課 依頼方法：メール（henkan@ashinaga.org）又は電話（03-3221-1255）で連絡後、様式を郵送

7 申請方法

（１）書面による申請

所定の申請書類「足立区奨学金返済支援助成事業（社会人）助成金交付申請書兼実績報告書」に記入の上、添付書類とともに窓口を持参又は郵送

ア 窓口を持参 **10月15日（水）午後5時まで（厳守）**

イ 郵送 **10月15日（水）消印有効**

（２）オンライン申請 10月15日（水）午後11時59分まで

区のホームページの「オンライン申請システム」にて申請のうえ、**添付書類は10月15日（水）までに別途郵送（消印有効）**

オンライン申請はこちら



【添付書類（書面・オンライン共通）】

- ① 発行から1か月以内の住民票（※該当者のみ）
- ② 令和7年度（令和6年分）住民税課税証明書
- ③ 貸与機関発行の返済証明書

【注意事項】

- ア 期限後の申請は一切受け付けません。
- イ 書類が期限までに提出されても、不備や不足があり、訂正等が期限までにできない場合は、書類不備として申請を却下させていただきます。
- ウ 郵送事故等ご不安な方は、簡易書留やレターパック等送付記録が残る郵便種別で送付してください。郵送事故であっても期限後の申請は受け付けません。
- エ 郵送料は、ご本人負担をお願いいたします。
- オ 申請書類は返却できません。
- カ 申請書類を偽るなど、不正な手段により交付決定を受けたと認められる場合は、当該決定を取り消します。

8 選考方法

定員（200名）を超える申請があった場合、収入の低い方から順に決定します。

9 決定通知

令和7年12月下旬（予定）

申請された方全員に、決定通知又は却下通知をお送りいたします。

決定となった方には、請求書兼口座振替依頼書をあわせてお送りしますので、指定された期限までにご提出願います。

10 よくある質問

1 申請資格について

Q 1	「社会人」とあるが、フリーター、無職、主婦（夫）でも対象になるか
A 1	はい。現在就労していなくても、奨学金を返済していれば対象になります。

Q 2	奨学金を借りていたが、学校を中退してしまった場合も申請できるか
A 2	はい。中退の場合も対象になります。
Q 3	大学院在学中でも申請できるか
A 3	はい。大学院在学中でも、奨学金の返済をしていれば申請できます。
Q 4	実家が足立区にあり、奨学金を借りていたが、現在は仕事で他自治体に居住している。この場合でも申請できるか
A 4	いいえ。申請者本人が、申請日の6か月以上前から引き続き足立区に居住していることが要件となるため、現在区外在住の場合は申請いただけません。 ただし、対象となる奨学金が足立区育英資金の場合は、区外在住でも対象となります。
Q 5	足立区給付型奨学金の奨学生だったが、申請できるか
A 5	はい。給付型奨学金との併用は可能です。
Q 6	足立区奨学金返済支援助成（大学分）の候補者になっているが、高校で借りていた奨学金の分を申請できるか
A 6	いいえ。足立区奨学金返済支援助成（高校分又は大学分）の候補者として決定を受けている方は、奨学金を借りていた時期を問わず申請できません。 ただし、候補者として決定を受けたが、退学、留年等によりすでに辞退された方は申請可能です。また、助成要件を満たす見込みがなく、候補者を辞退する場合は申請可能です。
2 申請書類について	
Q 7	結婚し、学生の中から氏が変わっているが、このまま申請できるか
A 7	いいえ。奨学金の貸与時から氏が変わっている場合は、氏が変わったことがわかる書類（戸籍謄本や旧氏のわかる住民票、運転免許証の写し等）を添付してください。ただし、貸与機関に氏変更の届出をしており、証明書も現在の氏で発行されている場合は不要です。
Q 8	今年度申請すれば、来年度以降も自動更新になるのか
A 8	いいえ。毎年度申請が必要になります。

Q 9	貸与先に依頼した証明書がまだ届かないが、先に揃ったものだけ提出してよいか
A 9	いいえ。窓口・郵送申請の場合は、すべての書類が揃ってから申請してください。オンライン申請の場合は、期限までに申請いただいても、すべての添付書類が期限までに届かない場合は、申請却下となります。貸与機関に証明書の発行を依頼する場合は、余裕をもって手続きを進めてください。
Q 10	記入を誤ってしまった場合、どのように訂正すればよいか
A 10	訂正箇所に二重線を引き、余白に正しい文言を記載してください（押印不要）。
3 助成について	
Q 11	令和6年12月返済分を振替口座の残高不足で令和7年1月に納付したが、それも含めてよいか
A 11	いいえ。今年度の助成対象は、令和6年1月から12月までの間に実際に返済した金額となります。支払い日が令和7年1月以降のものは、来年度申請してください。
Q 12	高校と大学でそれぞれ別の奨学金を借りていたが、両方とも助成してもらえるか
A 12	はい。対象となる奨学金のうち、2つ以上の奨学金を返済した場合、合算した返済金額の半額（上限10万円）を助成します。 交付申請書兼実績報告書（様式第1号）の返済実績額は合算した金額を記入していただき、返済証明書は、それぞれについてご提出ください。
Q 13	日本学生支援機構貸与奨学金（第二種）を借りていたが、利子の分も助成してもらえるか。
A 13	はい。元金のほか、利子も助成対象になります。ただし、遅延利息、延滞金及び振込手数料は助成対象にはなりません。
Q 14	決定した場合、助成金はいつ支払われるか。
A 14	決定となった方には、令和8年1月中に請求書兼口座振替依頼書を提出していただき、その後順次（令和8年2月から3月頃）、指定の口座に振り込みます。

11 申請・問い合わせ先

〒120-8510

足立区中央本町1-17-1

足立区教育委員会 学務課助成係（足立区役所南館5階）

電話 03-3880-5977(直通) 平日9時から17時